

審査基準整理票

処 分 名	排水設備等の計画の確認		
根 拠 法 令 名	大津市下水道条例 (昭和43年条例第36号)	(条項) 第5条	
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	20日	法定処理期間	一日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 大津市排水設備指針 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 排水設備等の計画の確認に係る審査基準は、大津市排水設備指針に定めるとおりとする。 なお、大津市排水設備指針は、担当課において備え置く。 【根拠法令】 大津市下水道条例第5条 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備およびこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行なおうとする者は、あらかじめその計画について公営企業管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。